

条例の概要

題名

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 趣旨

地方公務員法の一部が改正され、国家公務員の定年の段階的な引上げ等に応じた地方公務員の定年制度の整備が行われたことに伴い、所要の改正を行う必要があることから関係する条例の改廃を行うこととした。

2 内容

(1) 定年の引上げ

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、国家公務員の定年の段階的な引上げと同様に次のように定年を段階的に引き上げることとした。

| | |
|-------------------------------------|------|
| 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで | 61 歳 |
| 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで | 62 歳 |
| 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで | 63 歳 |
| 令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで | 64 歳 |
| 令和 13 年 4 月 1 日から | 65 歳 |

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理職の職員は、原則として 60 歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任する管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）を導入することとした。

(3) 60 歳を超える職員の給料

当分の間、60 歳を超える職員の給料月額は、60 歳前の 7 割とすることとした。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員制の導入

60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は定年まで）することができる定年前再任用短時間勤務職員制を導入することとした。

(5) 現行の再任用制度の廃止

現行の再任用制度は廃止することとした

3 本条例で改正・廃止する条例

| 条 例 名 | 改正・廃止 |
|-------------------------|-------|
| 葉山町職員の定年等に関する条例 | 一部改正 |
| 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 | 一部改正 |
| 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町職員の育児休業等に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 | 一部改正 |
| 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | 一部改正 |
| 葉山町職員の再任用に関する条例 | 廃止 |

4 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、60歳に達する職員に対し、情報提供及び以後の勤務の意思確認をする規定については、公布の日から施行することとした。
- (2) 定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の経過措置として、暫定再任用職員として採用できることとした。
- (3) 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例等を適用することとした。